

○ 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
<p>（継続企業の前提に関する注記）</p> <p>第五条の十八 中間貸借対照表日において、企業が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、中間貸借対照表日後において、重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</li> <li>二 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</li> <li>三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</li> <li>四 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別</li> </ol>	<p>（継続企業の前提に関する注記）</p> <p>第五条の十八 中間貸借対照表日において、債務超過等財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</li> <li>二 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在</li> <li>三 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</li> <li>四 当該重要な疑義の影響を中間財務諸表に反映しているか否か</li> </ol>

○ 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）

改正案	現行
<p>（継続企業の前提に関する注記）</p> <p>第二十一条 四半期貸借対照表日において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、四半期貸借対照表日後において、重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。</p> <p>一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>二 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>四 当該重要な不確実性の影響を四半期財務諸表に反映しているか否かの別</p>	<p>（継続企業の前提に関する注記）</p> <p>第二十一条 四半期貸借対照表日において債務超過等財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <p>一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>二 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在</p> <p>三 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応</p> <p>四 当該重要な疑義の影響を四半期財務諸表に反映しているか否か</p>

○ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）

改正案	現行
<p>（継続企業の前提に関する注記）</p> <p>第二十七条 四半期財務諸表等規則第二十一条の規定は、四半期連結財務諸表提出会社について準用する。この場合において、同条中「四半期貸借対照表日」とあるのは「四半期連結決算日」と、同条中「四号中「四半期財務諸表」とあるのは「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとする。</p>	<p>（継続企業の前提に関する注記）</p> <p>第二十七条 四半期連結決算日において債務超過等財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</li> <li>二 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在</li> <li>三 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応</li> <li>四 当該重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表に反映しているか否か</li> </ol>

○ 「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>5の18-1 規則第5条の18に規定する継続企業の前提とは、「中間監査基準」                      について継続企業の前提をいうものとする。</p>	<p>5の18-1 規則第5条の18に規定する継続企業の前提とは、「中間監査基準」                      について継続企業の前提をいうものとする。</p>
<p>5の18-2 財務諸表等規則ガイドライン8の27-2及び8の27-3の取扱い                      は、規則第5条の18に規定する継続企業の前提に関する注記について準用する。</p>	<p>5の18-2 財務諸表等規則ガイドライン8の27-2の取扱いは、規則第5条の                      18に規定する継続企業の前提に関する注記について準用する。</p>
<p>5の18-3 規則第5条の18の注記において、前事業年度の財務諸表において財                      務諸表等規則第8条の27の規定により注記した継続企業の前提に重要な                      不確実性が中間貸借対照表日において存在する場合には、中間貸借対照表日ま                      での期間における当該重要な不確実性の変化も含めて記載することに留意す                      る。</p>	<p>5の18-3 規則第5条の18の注記において、前事業年度の財務諸表において財                      務諸表等規則第8条の27の規定により注記した継続企業の前提に重要な疑義を                      抱かせる事実又は状況が中間貸借対照表日において存在する場合には、中間貸                      借対照表日までの期間における当該事実又は状況の変化も含めて記載すること                      に留意する。</p>
<p>(削る)</p>	<p>5の18-4 規則第5条の18の注記において、中間貸借対照表日において存在し                      た継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事実又は状況が中間貸借対照表日後                      に解消又は大幅に改善した場合には、その旨及びその経緯も含めて記載するこ                      とに留意する。</p>
<p>5の18-4 規則第5条の18第2号に規定する重要な疑義を生じさせるような事                      象又は状況を解消し、又は改善するための対応策については、前事業年度の決                      算日における継続企業の前提に関する重要な不確実性に特段の変化がなければ、                      少なくとも当中間会計期間の属する事業年度の末日までに講じる対応策を、                      前事業年度の決算日における継続企業の前提に関する重要な不確実性に大き                      な変化がある場合又は前事業年度の決算日において継続企業の前提に重要な                      な不確実性が認められなかったものの、当中間会計期間に継続企業の前提に                      する重要な不確実性が新たに認められることとなった場合については、少なく                      とも当中間会計期間の中間貸借対照表日の翌日から1年間に講じる対応策（必                      ずしも、事業年度の末日を超えて、翌事業年度に属する中間会計期間の中間貸                      借対照表日まで）の期間に対するものである必要はない）を記載することに留意                      する。</p>	<p>5の18-5 規則第5条の18第3号に規定する経営者の対応及び経営計画につい                      ては、前事業年度の決算日における継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事                      象又は状況に特段の変化がなければ、少なくとも当中間会計期間の属する事業                      年度の末日までの経営計画等を、前事業年度の決算日における継続企業の前提                      に重要な疑義を抱かせる事実又は状況に大きな変化がある場合、あるいは、前                      事業年度の決算日において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事実又は状                      況が存在していなかったものの、当中間会計期間に継続企業の前提に重要な疑                      義を抱かせる事実又は状況が発生した場合については、少なくとも当中間会計                      期間の中間貸借対照表日の翌日から1年間の経営計画等を記載することに留意                      する。</p>
<p>5の18-5 中間貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるよ                      うな事実又は状況が発生した場合であって、当該事実又は状況を解消し、又は                      改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認                      められ、中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の                      財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすとき                      は、当該重要な不確実性の存在は規則第5条の2に規定する重要な後発事象に                      該当することに留意する。</p>	<p>5の18-6 中間貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事                      象又は状況が発生し、中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）                      以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼ                      す場合には、当該事実又は状況は規則第5条の2に規定する後発事象に該当                      することに留意する。</p>

○ 「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>21 規則第21条に規定する継続企業の前提に関する注記については、次の点に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 継続企業の前提とは、「四半期レビュー基準」にいう継続企業の前提をいうものとする。</li> <li>2 財務諸表等規則ガイドライン8の27-2及び8の27-3の取扱いは、継続企業の前提に関する注記について準用する。</li> <li>3 前事業年度の財務諸表において財務諸表等規則第8条の27の規定により注記した継続企業の前提に関する重要な不確実性が四半期貸借対照表日において認められる場合には、<u>四半期貸借対照表日までの期間における当該重要な不確実性の変化も含めて記載することに留意する。</u>(削る)</li> <li>4 規則第21条第2号に規定する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を<u>解消し、又は改善するための対応策については、前会計期間(前事業年度又は前四半期会計期間をいう。この4において同じ。)</u>の決算日における継続企業の前提に関する重要な不確実性があつた場合又は前会計期間の決算日において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかつたものの、<u>当四半期会計期間に継続企業の前提に関する重要な不確実性が新たに認められることとなつた場合には、少なくとも当四半期会計期間の四半期貸借対照表日の翌日から1年間に講じる対応策(必ずしも、翌四半期会計期間の末日までの期間を超え、当四半期会計期間の末日から1年間に對するものである必要はない)</u>を記載する必要があることに留意する。</li> <li>5 四半期貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生した場合であつて、<u>当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、四半期会計期間が属する事業年度(当該四半期会計期間以前の期間を除く。)</u>以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすときは、<u>当該重要な不確実性の存在は規則第8条に規定する重要な後発事象に該当することに留意する。</u>(削る)</li> </ol>	<p>21 規則第21条に規定する継続企業の前提に関する注記については、次の点に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 継続企業の前提とは、「四半期レビュー基準」にいう継続企業の前提をいうものとする。</li> <li>2 財務諸表等規則ガイドライン8の27-2の取扱い、継続企業の前提に関する注記について準用する。</li> <li>3 前事業年度の財務諸表において財務諸表等規則第8条の27の規定により注記した継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が四半期貸借対照表日において存在する場合には、<u>四半期貸借対照表日までの期間における当該事象又は状況の変化も含めて記載することに留意する。</u></li> <li>4 <u>四半期貸借対照表日において存在した継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が四半期貸借対照表日後に解消又は大幅に改善した場合には、その旨及びその経緯も含めて記載することに留意する。</u></li> <li>5 規則第21条第3号に規定する経営者の対応については、<u>前事業年度の決算日において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在した場合で、当四半期会計期間未までに当該事象又は状況に特段の変化がない場合には、少なくとも当四半期会計期間における継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に大きな変化があつた場合、あるいは、前事業年度末において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在しなかつたものの、当四半期会計期間に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が新たに発生した場合には、少なくとも当該四半期会計期間の四半期貸借対照表日の翌日から1年間の経営者の対応を記載する必要があることに留意する。</u></li> <li>6 四半期貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生し、<u>四半期会計期間が属する事業年度(当該四半期会計期間以前の期間を除く。)</u>以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす場合には、<u>当該事象又は状況は規則第8条に規定する後発事象に該当することに留意する。</u></li> <li>7 規則第21条第3号に規定する経営者の対応には、<u>重要な疑義を解消するための経営計画がある場合にはその内容、重要な疑義を解消するための経営計画がない場合には経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが合理的と判断した理由が含まれる。なお、後者の場合においても、債務超過であるときや重要な債務の不履行等の可能性が高いときには、当該事由の解消の見通し等を記載することに留意する。</u></li> </ol>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>第一部 【企業情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【事業の状況】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 【事業等のリスク】 (9-2)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(9-2) 事業等のリスク</p> <p>a 当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間）においてこの報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表規則第2条第13号に規定するキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表を作成していない場合には四半期財務諸表等規則第3条第8号に規定するキャッシュ・フロー））(11)のaにおいて同じ。）の状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。</p> <p>b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事実（(11)において「重要事実等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。</p> <p>c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p> <p>a この報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(a) 当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下このaにおいて同じ。）における事業の種類別セグメント及び所在地別セグメントごとの業績の状況及びキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結会計期間との比較・分析。</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>b 「2 事業等のリスク」において、重要事実等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事実等についての分析・検討内容及び当該重要事実等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p>	<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>第一部 【企業情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【事業の状況】</p> <p>1 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p> <p>a この報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(a) 当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下このaにおいて同じ。）における事業の種類別セグメント及び所在地別セグメントごとの業績の状況及びキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表規則第2条第13号に規定するキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表を作成していない場合には四半期財務諸表等規則第3条第8号に規定するキャッシュ・フロー））(11)の状況についての前年同四半期連結会計期間との比較・分析。</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>(新設)</p>

$\frac{c}{(12) \sim (37)}$  (略) (略)

$\frac{d}{(12) \sim (37)}$  (略) (略)

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第五号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2【事業の状況】</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4【事業等のリスク】(11～2)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(13～2)</p> <p>第3～第6 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(11～2) 事業等のリスク</p> <p>a 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）において、この報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（中間連結財務諸表規則第2条第10号及び中間財務諸表等規則第2条の2第4号に規定するキャッシュ・フローをいう。(13～2)のaにおいて同じ。）の状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。</p> <p>b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事実(13～2)のbにおいて「重要事実等」という。)が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。</p> <p>c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。</p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>(13～2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p> <p>a この報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>b 14 事業等のリスクにおいて、重要事実等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事実等についての分析・検討内容及び当該重要事実等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。</p> <p>(14)～(45) (略)</p>	<p>第五号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2【事業の状況】</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4・5 (新設) (略)</p> <p>4・5 (新設) (略)</p> <p>第3～第6 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(14)～(45) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第九号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3【事業の状況】</p> <p>1 (略)</p> <p>2【事業等のリスク】(12-2)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第4～第7 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(12-2) 事業等のリスク</p> <p>第九号の三様式記載上の注意(9-2)に準じて記載すること。</p> <p>(13)～(29) (略)</p>	<p>第九号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3【事業の状況】</p> <p>1 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4～第7 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(13)～(29) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>第十号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3【事業の状況】</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4【事業等のリスク】(14-2)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(16-2)</p> <p>第4～第8 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(14-2) 事業等のリスク</p> <p>第五号様式記載上の注意(11-2)に準じて記載すること。</p> <p>(15)・(16) (略)</p> <p>(16-2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p> <p>第五号様式記載上の注意(13-2)に準じて記載すること。</p> <p>(17)～(34) (略)</p>	<p>第十号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p>半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3【事業の状況】</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第4～第8 (略)</p> <p>第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(15)・(16) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(17)～(34) (略)</p>